

監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習のあり方についての基本的方向（案）は、検討会の御意見により次ページのとおりまとめられました。

監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習の あり方についての基本的方向

平成22年12月24日
技術者制度検討会

- (1) 監理技術者は、一定規模以上を下請契約して工事を施工する元請建設業者が置かなければならないもので、下請人の指導、監督も含め、建設工事の技術上の管理を総合的につかさどることを職務とする。環境や安全に対する高い社会的要請の中で、複雑化する工事管理を総括し適切な施工を確保することは一層重要になっており、高度な資質、技術力を有する監理技術者の配置は従来にも増してより適切に行われる必要がある。
- (2) このような中、監理技術者制度の運用の一つである、監理技術者資格者証の交付と監理技術者講習について、その効率性、実効性等について指摘を受けたところであり、上記の監理技術者制度の目的を担保すべく両制度の見直しについて検討を行った。
- (3) その結果、現行の監理技術者資格者証の交付制度及び監理技術者講習制度を廃止し、次のような視点で、技術者の適正配置、資質・技術力の維持向上、不良不適格業者の排除を目的とする新たな制度を設ける方向で検討を進めるよう、技術者制度検討会として提言する。

- 建設工事において、必要な資格等を有し、雇用関係の明確な技術者本人（現在は資格者証で確認）が適正に配置されることを確認するための、技術者に関するデータベースを整備し、発注者、許可行政庁等がこれに容易にアクセスし確認するしくみを検討
- 技術検定等の国家資格が更新制でないことに鑑み、当該データベースは定期的な更新制を有することが必要であり、上記の目的のため更新等に必要となる要件を適切に設定
- 個人情報の保護にも留意し、データベースへの情報の登録は技術者の申請によることが基本となるが、データの信頼性確保のため、実務経験等の審査については厳正に行われることが必要
- データベースに盛り込むべき情報、対象となる技術者の範囲等については今後検討
- 技術者が継続的に資質や技術力を維持し、高めていくための方策として、業界団体等により設けられている様々な学習、研修等の機会を活用した継続教育（いわゆるCPD）等の取り組みを活用
- それらの履歴は、技術者のデータベースに盛り込むことにより、有効活用を図る